

官報

号外 昭和四十三年四月十五日

○第五十八回 参議院會議録第十三号

昭和四十三年四月十五日(月曜日)

午後四時四十六分開議

○議事日程 第十三号

昭和四十三年四月十五日

午後一時開議

- 第一 中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第二 中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第三 北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第四 九州畑作営農改善資金融通臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

- 一、国家公務員等の任命に関する件
- 一、昭和四十三年度一般会計予算
- 一、昭和四十三年度特別会計予算
- 一、昭和四十三年度政府関係機関予算
- 一、日程第一より第四まで
- 一、国会議員互助年金法等の一部を改正する法律案

律案(衆議院提出)

○議長(重宗雄三君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

去る十二日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員	菅野 儀作君
同	山本茂一郎君
同	片山 武夫君
同	林田 正治君
同	吉武 恵市君
同	楠 正俊君
同	文教委
同	社会労働委員
同	農林水産委員
同	小林 篤一君
同	向井 長年君
同	平島 敏夫君
同	大森 久司君
同	奥村 悦造君
同	小山邦太郎君
同	栗原 祐幸君
同	米田 正文君
同	北村 暢君
同	予算委員

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同	前川 且君
同	山本伊三郎君
同	須藤 五郎君
同	市川 房枝君
同	内閣委員
同	大森 久司君
同	栗原 祐幸君
同	向井 長年君
同	小林 篤一君
同	小山邦太郎君
同	米田 正文君
同	奥村 悦造君
同	平島 敏夫君
同	林田 正治君
同	片山 武夫君
同	野知 浩之君
同	菅野 儀作君
同	紅露 みつ君
同	吉武 恵市君
同	山本茂一郎君
同	楠 正俊君
同	戸田 菊雄君
同	加瀬 完君
同	鈴木 力君
同	春日 正一君
同	山高しげり君
同	同日委員会において当選した理事は左の通りである。
同	大蔵委員会
同	理事 植木 光教君 (植木光教君の補欠)
同	建設委員会

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同	理事 内田 芳郎君 (内田芳郎君の補欠)
同	予算委員会
同	理事 加瀬 完君 (加瀬完君の補欠)
同	理事 小平 芳平君 (小平芳平君の補欠)
同	議院運営委員会
同	理事 近藤 信一君 (近藤信一君の補欠)
同	同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。
同	国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案
同	内閣委員会に付託
同	千九百六十六年の満載喫水線に関する国際条約の締結について承認を求めるの件
同	外務委員会に付託
同	金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律案
同	金属鉱業等安定臨時措置法を廃止する法律案
同	船舶安全法の一部を改正する法律案
同	運輸委員会に付託
同	同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。
同	製造たばこ定額法の一部を改正する法律案
同	酒税法の一部を改正する法律案
同	大蔵委員会に付託
同	国立学校設置法の一部を改正する法律案
同	文教委員会に付託
同	同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを公職選挙法改正に関する特別委員会に付託した。
同	公職選挙法の一部を改正する法律案

昭和四十三年四月十五日 参議院會議録第十三号 議長の報告 會議 国家公務員等の任命に関する件 議事日程追加の件 昭和四十三年度一般会計予算外二件

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律案
社会労働委員会に付託

新東京国際空港公団法の一部を改正する法律案
運輸委員会に付託

同日左の内閣提出案を衆議院に送付した。

日本学校安全会法の一部を改正する法律案

同日委員長から左の報告書が提出された。

中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案可決報告書

中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案可決報告書

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案可決報告書

南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法案可決報告書

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

同日内閣から、左記の者を運輸審議会委員に任命したので、運輸省設置法第九条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領し

た。
記
(二月二十二日任期満了の菊川幸夫の後任)
鈴木 清

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第五十八回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

總理府特別地域連絡局参事官 加藤 泰守君

法務大臣官房司 川島 一郎君

法務大臣官房司 川島 一郎君

厚生省環境衛生局公害部長 武藤 瑞一郎君

通商産業省企業局立地公害部長 矢島 嗣郎君

同日内閣総理大臣から議長宛、科学審議官高橋正春君(去る十一日議長承認)及び總理府特別地域連絡局参事官加藤泰守君外三名(同日議長承認)を第五十八回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

昨十三日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 栗原 祐幸君

同 大森 久司君

同 小山邦太郎君

同 小林 篤一君

同 米田 正文君

同 奥村 悦造君

同 平島 敏夫君

同 林田 正治君

同 野知 浩之君

建設委員 吉武 恵市君

同 山本茂一郎君

同 楠 正俊君

同 紅露 みつ君

同 菅野 儀作君

同 大森 久司君

同 任田 新治君

同 斎藤 昇君

同 鈴木 力君

同 矢追 秀彦君

同 宮崎 正雄君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 山本茂一郎君

同 菅野 儀作君

同 吉武 恵市君

同 林田 正治君

同 楠 正俊君

津島 文治君

同 前川 旦君

同 北條 尚八君

同 大森 久司君

同日議長から左の報告書が提出された。

昭和四十三年度一般会計予算、昭和四十三年度特別会計予算及び昭和四十三年度政府関係機関予算可決報告書

国会議員互助年金法等の一部を改正する法律案可決報告書

○議長(重宗雄三君) これより今日の會議を開きます。

この際、おはかりいたします。

内閣から、運輸審議会委員に鈴木清君を任命することに付いて、本院の同意を求めてまいりました。

本件は、内閣申し出のとおり任命に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よつて、本件は全会一致をもって同意することに決しました。

○議長(重宗雄三君) この際、日程に追加して、昭和四十三年度一般会計予算、

昭和四十三年度特別会計予算、

昭和四十三年度政府関係機関予算、

以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。予算委員長西郷吉之助君。

〔審査報告書は都合により第十六号末尾に掲載〕

昭和四十三年度一般会計予算

右は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十三年三月十八日

衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

〔審査報告書は都合により第十六号末尾に掲載〕

昭和四十三年度特別会計予算

右は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十三年三月十八日

昭和四十三年四月十五日 参議院会議録第十三号

衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

〔審査報告書は都合により第十六号末尾に掲載〕

掲載

昭和四十三年度政府関係機関予算

右は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十三年三月十八日

衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

〔西郷吉之助君登壇、拍手〕

○西郷吉之助君 ただいま議題となりました昭和四十三年度予算三案の委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

昭和四十三年度予算は、わが国内外の経済情勢にかんがみ、景気を抑制してすみやかに国際収支の均衡回復をはかることに、総合予算主義をとることによって財政が本来の機能を十分果たし得る基盤を確立しようという基本方針のもとに編成されたものであります。

予算の内容につきましては、すでに水田大蔵大臣から財政演説において説明が行なわれたとおりでございますので、これを省略させていただきます。

これら予算三案は、去る一月二十六日、国会に提出せられ、予算委員会におきましては、二月五

日、大蔵大臣から提案理由の説明を聴取し、三月十八日、衆議院よりの送付をもちまして、翌十九日から審査に入りました。このように衆議院通過が大幅におくれ、本予算の年度内成立が困難となりましたので、四月十六日までの暫定予算が編成されましたことは御承知のとおりであります。

かくて本予算審査のため、委員会を開くこと十八回、その間公聴会並びに三日間にわたる分科会を開くなど、慎重に審議を重ねてまいりました。

以下、委員会におきます質疑のおもなるものにつきまして、その概要を御報告いたします。

まず、外交防衛の問題につきまして、「政府は、非核三原則を唱えながら、アメリカの核抑止力に依存するというのは矛盾ではないか。アメリカの核抑止力に依存するというような重大な問題は、国民の意思を聞いてきめるべきではないか。沖縄問題に關する総理の真意は、核基地つぎ返還にあるのではないか。ジョンソン大統領の北爆停止、大統領選不出馬の声明を契機に、核抑止力依存の政策をやめ、沖縄の無条件即時返還を求め、中国政策を改め、安保体制そのものから脱却すべきではないか」などの質疑がございました。これに対し佐藤内閣総理大臣から、「核兵器の絶滅を念願し、あえてつくらず、持たず、持ち込みも許さない決意であるが、核兵器が現実存在する限り、日米安保体制を堅持し、アメリカの核抑止力にたよつて、わが国の安全保障に万全を期する以外にはない。日米安保条約については、国民の支持を

得ていると確信しており、いまさら国民に信を問ふ必要はない。ただ、沖縄の返還にからんで、万一核基地つきというような問題があれば、あるいは国民に信を問うようなことも必要になるかもしれない。しかし、返還の際の基地の取り扱いについては、まだきめていないわけではなく、あくまで白紙の立場である。ジョンソン大統領の演説は、ベトナム和平の糸口となるものであつて、日本政府としては和平達成にできるだけの努力をするつもりであるが、わが国外交防衛の基本政策は何ら変更する必要はない」との答弁がございました。

次に、財政問題につきまして、「四十三年度予算の現実的な規模は、経済成長率を大幅に上回つており、抑制予算ではなく、膨張予算ではないか。景気調整下にもかかわらず、六千四百億円の国債を発行することについても反省する必要があるのではないか。財政支出の繰り延べを行なうやに伝えられているが事実か。財政硬直化の打開を理由として、いわゆる補正なし予算を組んでいるが、もし人事院勧告の結果、公務員給与改善費を予備費でまかなえない場合はどうするのか。また、豊作による米の買入れ量の増加などで、食糧会計についても補正予算を必要とするような事態が起こるのではないか。租税の自然増収が九千五百億円もあるのに、なぜ実質減税ゼロとしたのか。酒、たばこ等の大衆課税をやるよりも、何ゆえ租税特別措置の整理をやらなかったのか。わが国の予算制度は、いわば大帳式で、どういう効

ございました。

果があるかを知ることができない。いわゆるマクナマラ方式として知られている計画予算制度を採用する考えはないか」などの質疑がございました。これに対し政府から、「四十三年度予算が抑制予算であることは、政府の財貨サービス購入が、過去十年来かつてない低い伸び率であり、しかも経済成長率を下回っていることで最も明瞭である。国債依存度はいままでも一六％台であったが、これを一〇％台に大幅に引き下げた。ここ数年の間に五％程度を目標に今後毎年減らしていく方針である。また財政支出繰り延べを考へる段階ではないが、しかし、情勢の変化に応じて財政を弾力的に運用していきたい。恒例的な補正予算の慣行を排除するため総合予算主義をとり、人事院勧告や食糧会計の赤字に備えて所要の財源を計上しているの、補正予算を組まないで十分対処していけると思う。海外環境のきびしい四十三年度は、国際収支の改善が第一であり、減税のできる状態ではない。そこで、放置すれば事実上増税となる所得税の減税を行なう一方、税負担が相対的に低下している酒、たばこ等の増税を行ない、実質的な減税を避けた。租税特別措置は昨年改正したばかりであることから、今年は触れず、実績をよく見た上で期限が来たときに改正を考へたい。計画予算制度を財政全般に適用することは非常に困難だと思ふが、費用と効果を明確にして予算の効率化をはかる方式は今後積極的に取り入れたいと思ひ、目下研究作業を進めている」との答弁が

次、経済問題につきまして、「池田内閣の高度成長政策を批判した佐藤内閣は、高度成長のひずみを是正することができたと思ふのか。景気過熱と引き締めを繰り返している点では高度成長時代と同じではないか。四十二年の政府経済見通しは非常に大きく狂ったが、そういう大きな狂いが生ずる根本の原因は一体どこにあるのか。経済の成長は国民生活の向上に役立つものでなければならぬが、国民の暮らし向きは、かえって悪くなったのではないか」などの質疑がございました。これに対し、政府側から、「経済社会発展計画を目標に、高度成長がもたらしたひずみは正に努力しているが、これは一朝一夕に解決できる問題ではない。ひずみは正のためには、均衡がとれ、安定した経済発展が必要であるから、景気変動をできるだけ小幅にとどめるよう、いわゆる安定成長を目ざしている。経済見通しに狂いが生ずるのは、経済予測の方法が必ずしも完全でないのと、経済の成長力を過小に評価する傾向が強いためと思ふが、経済社会発展計画のアフターケアでその原因を究明したいと考へている。経済成長は激しい変化を伴うので、何となく落ちつかない気持ちがあるが国民の生活感情の中にあるが、しかし、経済発展とともに社会開発も進んでおり、国民生活の実体面が悪くなっているのではない」との答弁がございました。

次に、国際収支の問題につきまして、「ドル不安の危機に瀕したアメリカのドル防衛政策や輸入制限措置などによつてわが国の対米輸出は大きな打撃を受けるのではないか。全体の三分の一をアメリカに依存するという貿易構造を転換し、中国貿易の拡大をはかるべきではないか。吉田書簡は、ケース・バイ・ケースなどと言わず、この際これを無効にしたらどうか。わが国の外貨準備はわずかに二十億ドル足らずしかないが、外貨準備の適正保有量はどのくらいか、今後どうやって外貨準備をふやしていくつもりか。ドル防衛協力によつてわが国の国際収支は一そう悪化するおそれがあり、まず円自体の防衛策を考へるべきではないか。四十三年度の国際収支は三億五千万ドルの赤字となっているが、国際環境は先行きさらにきびしくなるので、これを修正する必要があるのではないか」などの質疑がございました。これに対し、政府側から、「増税等が行なわれても、アメリカの経済状態は日本の輸出に悪影響を及ぼすようなものではない。ただ、アメリカの輸入制限措置は自由貿易主義に反し、世界貿易を縮小に導くものであるから、かような保護貿易的措置をとらないよう、いろいろなルートを通じて働きかけている。わが国としては、あらゆる国との貿易を拡大していかなければならないので、中共に対しては、政経分離のもとで貿易を拡大していきたい。吉田書簡については、政府の統一見解としては、それぞれの場合に応じて、そのつと具体的に処理していくという方針に変わりはない。外貨準備の適

正保有量については別に定説はないが、わが国の貿易規模から見ても三十億ドルぐらいの外貨準備を持つことが望ましい。輸出振興策を推進し、対外競争力を強化していけば外貨準備をふやすことは不可能ではない。自国の通貨である円を弱めてドル防衛に協力するというようなことは毛頭考へていない。いま国際収支の見直しを要する必要は認められない」との答弁がございました。

最後に、物価問題につきまして、「政府は、四十三年度の消費者物価上昇率を四・八％と見ているが、前年度後半からの持ち越し分が三・四％もあるの、年度初めの酒、たばこ、物品税、国鉄定期代の値上がり分合せて〇・四％を差し引くと、あと値上げの許される限度はわずか一％しかない。米価の値上げなどを考へると、とうてい四・八％におさまることはあり得ないのではないか。総合予算主義で補正予算を組まないといすれば、米価についてはスライド制をとるつもりか。わが国では、労働生産性の向上に比べて、実質賃金の伸びも労働分配率も低い。それにもかかわらず、政府は、物価対策の一環として所得政策の導入を考へているのではないか」などの質疑がございました。これに対し、政府側から「消費者物価を四・八％に押えることはかなり困難ではあるが、政策努力によつて必ずしも不可能ではない。消費者米価は食糧法の規定に基づき生産者米価とは別個の基準で決定されるものであるから、生産者米価の引き上げに応じて機械的に消費者米

価が上がるというようなスライド制にはならない
と思う。わが国では生産性の伸びと賃金の伸びが
ほぼ見合っており、コストインフレにはなってい
ないので、所得政策の導入はその必要もないし、
考えてもいない」との答弁がございました。

以上のほか、質疑は、農業問題、中小企業、社
会保障、文教政策及び地方財政その他広範多岐に
わたりました。きわめて活発に行なわれました
が、その詳細は会議録によって御承知を願いた
いと存じます。

かくて本日をもって質疑を終了し、討論に
入りしましたところ、日本社会党を代表して加瀬
委員が反対、自由民主党を代表して近藤委員が賛
成、公明党を代表して小平委員が反対、民主社会
党を代表して向井委員が反対、日本共産党を代表
して岩間委員が反対の旨、それぞれ意見を述べら
れました。

討論を終局し、採決の結果、昭和四十三年度予
算三案は、いずれも多数をもって原案どおり可決
すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 三案に対し、討論の通告が
ございます。順次発言を許します。加瀬完君。

〔加瀬完君登壇、拍手〕

○加瀬完君 私は、日本社会党を代表し、ただい
ま議題となりました予算三案に対し、反対の意思
を表明いたします。(拍手)

まず、反対の基本的態度について申し上げます。

す。

政府の説明によりますれば、四十三年度予算編
成の柱は、目的としては財政硬直化の是正、方法
としては総合予算主義で、すなわち、恒常的補正
要因であった食糧赤字、公務員給与改善費を当初
予算で措置することが特徴であるというのでござ
います。しかし、不本意ながら、われわれは、逆
に、反対の最大理由に、この総合予算主義、財政
硬直化は正をあげねばなりません。大蔵大臣は、
わが党の小柳委員のこの点の質問に答えて、「補
正を組まないよう実施する、補正を組まないのが
政府の原則」と力説をなさいました。この原則を
実施するとは、いままでのように米価について
は補正を組まないわけであり、農民の賃
金の性格の濃い生産者米価は抑えられ、一方、食
管繰り入れの制限は消費者米価の引き上げを避け
がたくさせますので、このことは消費者物価対策
を根柢からくつがえす危険性をつくることにもな
りかねないのでございます。若干説明を加えます
ならば、この補正なし予算の中には、政府は上乗
せの買い入れ分、現在、手持ち古米の値下がり分
は含まれておりません。その上、生産者、消費者
両米価をかりに平均五％上げたとすれば、これら
のための赤字は軽く五百億円をこえるわけでござ
います。このような赤字をどうして押えるかとな
りますと、消費者米価に大部分を転嫁するか、
生産者米価を抑えるか、いずれかの方法をとらざ
るを得ません。前者をとれば、消費者物価の上昇

率は、政府の見込み四・八％にとどまるわけには
まいりません。後者をとれば、米の生産は減退を
せざるを得なくなるのであります。したがって、
財政政策は立つても、食糧政策は根本からくつが
えることになり得ます。ここには国民の生活は存在
しないのであります。

さらに、公務員給与についても補正を組まない
ということであれば、人事院勧告の制度は全く無
力となり、制度改正を待たないで、財政措置によ
りまして法律や規則を抹殺する既成事実がつくり
上げられるわけであり得ます。たとえば、公務員給
与を予備費の中で押えるとするならば、人事院勧
告に何らかの政治力を働かせて、勧告そのものの
上限をきめさせるか、あるいは勧告のいかににか
かわらず、政府が一方的に支給額をきめるか、今
日以上、人事院無視が助長されることになるので
あります。それをあえて政府が行なおうとするこ
とは、四十三年度以降、所得政策への移行を政府
の意思と受け取る以外にはありません。財政政策
のために国民の収入にストップをかける所得政策
をわれわれは許すわけにはまいらないのでござい
ます。

次に、硬直化の問題であります。

確かに財政制度審議会も、「政府はきびしい態
度をもって予算編成にあたり財政硬直化打開を果
断に踏み出すべきである」、という要望を出し
ました。政府もこれを受けまして、予算編成の段
階では、種々引き締めの予算を喧伝をいたしまし

た。しかし、効果はあがってはおられません。たと
えば、地方交付税や国債費の増等の計は六千七百
八十一億円、しかし、この内容にどれだけ抑制、
減額をされたかははなはだ不明確でございます。
それどころではございません。むしろ四十三年度
予算は、硬直化の増加要因をすら新しく発生をさ
せておるのであります。例をあげますならば、国
鉄への利子補給、恩給費の引き上げ、治山治水、港
湾整備の長期計画等は、いずれもいたずらに予算
をふくらましております。特に指摘をいたしたい
のは、防衛関係予算であります。防衛庁予算のう
ち、航空機、艦船等巨額を要する部分は、国庫債
務負担行為あるいは継続費等の方式によりまして
一千七百五十九億円が計上をされております。さ
らに、防衛費と旧軍人遺族等恩給費を含めた額
は、四十三年度の予算総額の伸び率一一・八％に
比べまして、三九％の伸びであります。そしてこ
の方向は今後も続くのでございます。しかし政府
は、この最大の硬直化の原因に対しましては全然
手を触れておりません。これまた国民不在の政策
と言わざるを得ません。

さらに、予算規模について申し上げます。

四十三年度予算案について政府の説明は、伸び
率は一一・八％、経済成長率の見通し一二・一％
をはるかに下回り、財政投融資も、伸び率が最近
十年間の最低であり、公債保存率が一六・二％か
ら一〇・九九％に低下等、これは完全な抑制型予
算であると説明を続けるのでございます。しかし、

われわれは、逆に抑制型ではなくて景気刺激型予算である、次の根拠を指摘せざるを得ません。いままで一般会計に計上をしておりました国立療養所経費が、四十三年度からは国立病院特別会計に移管することになりました。この金額を四十三年度予算の総額に上乗せをして計算をする必要があります。また、昨年九月、景気調整対策の一環として行なわれた公共事業の繰り延べ三千億のうち、一般会計の分四百八十九億を上乗せをして計算をする必要がございます。以上の二つに、公務員給与改善対策費のために予備費に五百億円を計上しておりますので、これをいままでの補正分として差し引き調整をいたしますと、四十三年度予算の対前年度伸び率は一八%、四十二年度の一四・七%を上回り、景気刺激の危険性を内包していると言えらるべきであります。また、景気刺激の要因を持つ国債が、予算総額の一〇%を占めておりますことは、数字の比較の上ではいかにも抑制型に見えますが、内容の質の上では景気の刺激型と断ぜざるを得ません。

以上が反対の基本的理由であります。以下、歳入、歳出に分けて具体的に申し述べます。

歳入面について反対理由をまず申し上げます。第一の理由は、実質減税ゼロという名の増税の問題であります。

四十三年度予算は、千五十億の所得税減税を酒、たばこの増徴によって埋めるといふ方法をとりました。しかし、この増徴税は、低所得者にと

りましては減税の恩恵は全くなく、酒、たばこの増徴分だけが大きく負担にかぶさってくるのであります。すなわち、エンゲル係数の高い階層の人だちの酒、たばこの支出と、エンゲル係数の低い階層の同じ支出の金額は、その所得格差ほどの開きはございません。したがって、これら嗜好品消費物資の増徴は、低所得者に対しては大きく生活費に響く問題となるのであります。政府が真に抑制策に租税制度を利用しようとするならば、なぜ設備投資促進の特別措置あるいは大企業の保護政策、これらの整理を第一に取り上げないのをごいさししょう。たびたび問題になる租税特別措置法による減収額は、四十三年度は二千六百四十八億円、これらは助長されこそすれ、何らの規制も行なわれてはおりません。さらに交際費全体に課税をすれば、その税額は一千六百十三億円、二分の一を損金に入れますとも八百億円を数えるわけでありす。さらに広告費の課税をはかりますならば、四十三年度広告費は概算五千億円、これに一五%課税をいたしても七百五十億が浮かびます。前に述べました租税特別措置法の、かりに二〇%を整理をするといいたしても、五百三十億円、合わせた額は二千億前後の新規財源を生むわけでありす。政府の方針によりましては、減税もできませんれば、社会保障の上積みも物価の抑制も可能な財源があるということになるわけでございます。財政硬直化といひましても、歳入の硬直化には全然触れておりませんのは

全くふに落ちないこととあります。税負担は勤労者には高く、会社法人には低いのであります。この不合理をまず第一に是正をさるべきだと思ひのでございます。

反対の第二は、公債金収入であります。

政府は公債依存率の低下によりまして歳入の弾力性の回復を企図し、将来の不況対策を考え、四十二年に比して千六百億円を減額をし、依存率も一六・二%から一〇・九%にしたと説明をするのであります。しかし、四十二年発行額は、九百億円の発行減額を行なっているのではありません。したがって、四十三年度の減額分は、実質は七百億にすぎないのであります。これで、はたして景気抑制・緊縮予算と言ひ得るでありましか。

次に、歳出予算について申し述べます。

歳出における反対理由の第一は、物価と予算の関係であります。

政府は昭和四十三年度予算の歳出におきまして、「負担は軽く給付は多く、このような国民的風潮が硬直化の原因である」と指摘をいたしまして、「受益者負担の原則」の強化を強調をいたしております。さきにあげました食糧会計、酒、たばこにとどまらず、定期券の値上げ、電話架設料の引き上げ等、物価上昇を引き起こします要因を、無遠慮に予算化しておるのであります。特に、四十三年度物価上昇率四・八%につきましては、宮澤経済企画庁長官の言によりまして、これは米価を

含んでおらない。したがって、米価が上がるということになれば四・八%にとどまるわけにはいかないという理屈になるのであります。

なおまた、根本的には物価指数の押え方そのものにも幾多の不合理がございます。政府の物価指数の出し方は、三百六十四品目の指数加重平均をとる方法であります。わが党の田中委員の指摘のように、家計の中に占める食費、教育費、公共料金等をもっと重く見ていく方法をとらなければ、ほんとうの家計にかかる重みは出てまいりません。この方法によりまして物価指数をはじき出して、その数を押えて予算編成、物価対策を立てますならば、いままでのように、途中になりましての大きい狂いというものが生じなくなります。国民もまた政府の長期見通しに信頼をつなぐことになるのであります。しかし、本予算におきましては、公共料金を上げ、私鉄運賃を上げ、もろもろの消費者物価の上昇の刺激要因しかないのでございます。そうして受益者負担の原則は、地方団体または住民の超過負担、寄付金等を野放しにし、国民の生活を守る配慮には、はなはだしく欠けておるのでございます。

歳出における反対の第二は、防衛予算であります。

政府は防衛予算の伸びを九・一%と説明するのがありますが、前にも述べましたように、旧軍人遺族等の恩給費を含めると、いわゆる軍事費として見ますときには、前年度に比べて伸び率は三

九%、総予算の伸び率一一・八%を大きく引き離しまして、別格の扱いを受けておるのであります。また、公務員は三年間に五%の減員計画に對しまして、自衛隊は二万三千人余の増員が計画をされております。さらに自衛隊の器材關係の重点は、ナイキ、ホーク等ミサイル化に移りまして、防衛技術研究、技術開発研究關係予算等は非常に高くなりまして、技術研究本部の予算は、前年度比三〇・七%の伸びであります。そうして、これらは債務負担行為を含めまして増大の一途を指向しておるのであります。日米安保体制、アジアの國際情勢等が幾多の変化が望まれますときに、國民の福祉と差しかねにこのような防衛予算の拡大を、私もは見通すわけにはまいりません。

反対の第三点は、海外經濟援助の問題であります。予算案によりますれば、貿易及び經濟協力費の伸びは二二・七%であります。もちろん、われわれも國際收支の改善、貿易の振興強化を否定するものではないと見ます。しかし、問題は、この經濟援助がアメリカのドル防衛の肩がわりであるという疑問、そして昨年の佐藤總理訪米の際の日米共同コミュニケによる中共の脅威に對した東南アジアの經濟援助の考え方、そして対インドネシア援助に力点が置かれている点等、理解に苦しむものでございます。従来、經濟援助はプラント類が中心でありましたが、四十三年度からは消費財物資が大幅に入ってまいりました。そのため、協

力基金の貸し付け規模は四百四十億、五一・七%の伸びであり、引き締めの型の中では異質の存在を呈しております。しかし、この援助方向が悪いとは申しません。ただし、いままでの經濟援助の効果のあがらない点、あるいは經濟援助のもと、うわさされる政商の介入等の問題、収支經理關係の不明確な点、さらに、わが党の木村委員の指摘された点等、援助物資を消費財物資にまで拡大し

ようとするこの際に、真剣に検討をすべきではないかと思ふのであります。すなわち、貿易振興を重点とするならば、中國に對する見方あるいは態度がこのままではよろしいのか、東南アジアの經濟開發によつて同地域との貿易拡大を目的とするならば、従来の援助方法ではたして目的が達成されるのか、あるいは親善、平和の外交交流を進めるといふならば、アメリカの代弁人視されるいまのようなやり方で先方が喜んでわれわれを受け入れてくれるのか等々、こういう問題に反省、検討を望みたいのであります。

反対の第四点は、地方財政についてであります。

四十三年度地方財政計画の目標は、新規事業を押えて、余裕財源を地方債の返還と、公營企業への繰り出し、さらに義務的経費に振り向けて、財政の體質改善をはかるということでありま

上下水道、あるいは環境衛生の費用は、前年度に比べて八・八%減つております。単独事業にいたしましても一二・七%から九・六%、生活保護費は一七・一%から一二・九%と大幅に伸び率が下がつておるのであります。

最近、都市化傾向はわが國において典型的な現象となりまして、大都市においては過密化、農村においては人口流出のための過疎化現象が目立つておるのであります。しかし、過疎化対策にいたしても過疎化対策にしても、財政的には何ら裏打ちはございません。地方行政は住民のためになつて

いるであらうか。こういう疑問を持たざるを得ないのでございます。一例を引くならば、政府が重要施策として掲げております交通安全対策について、現在の交通事故は、多発率は地方に多く、四十一年度においては死者は一一・四、負傷者は二一・六の増を示しております。しかし、市町村の道路財源は、国道の一キロ当たり一千万円に對して新しい予算を投入するとしても五万円に満たません。交通安全対策費にしても、国道の一キロ当たり六十六万に對して一万円に満たません。これで交通安全が期し得られるはずのものではないと思ふのであります。

しかも市町村財源は相変わらず公益原則をたてにとられまして、住民税中心主義をとり、過重負担は年々累加する状況にございます。具体的に申し上げますならば、三十七年度の住民税所得割りの課税最低限は、所得税の一〇〇に對して八三で

ありました。ところが四十二年には六一、住民税はこのように累年過重負担になってまいりました。このほかに固定資産税、使用料、手数料等が増額をされております。しかも、これらの使途は住民本位のものではなくて、義務的事業、公共事業優先の形で使われるわけでありま

す。先に述べましたように、物価の上昇は四・八%にはとどまらないでございましょう。すると、物価一%で、国税は、政府の説明によりまして、七十億増徴されることになりま

す。政府は、当然、物価調整減税を最初から打ち出すべきであります。しかし、政府は、減税政策にこの調整額を含ませてはおりません。したがって、國民は、かりに物価が五%上がるとすれば、三百五十億が増徴をされまして、一その税金の過重負担をしいられることになるわけでありま

す。その二は、中小企業対策であります。財政建て直し政策を、中小企業金融引き締めに傾けさせた傾向がございまして、このために、四十二年十月一十二月で、月平均倒産は八百二十七件、前年度に比べて三三・六%の増であります。こういう状態の中であれば、下請の保護、零細企業への金

昭和四十三年四月十五日 参議院會議録第十三号 昭和四十三年度一般会計予算外二件

融、手形期日の短縮、不渡り手形の救済、あるいは低賃金に悩むこれら従業員の給与や福祉の問題等が予算の上に計上されるべきでありますのに、具體的にはございません。

その三は、受益者負担の原則の強行でございます。道路、公営住宅、学校建築等、当然のごとく超過負担が付随をしております。国、県の財政負担であるべき国立学校、都道府県立の高等学校、警察署、さらに国鉄に至るまで、地方財政法では違反であるにもかかわらず、寄付金、負担金が公然と市町村や住民にかぶせられております。この税外負担の傾向は一向に改まらないのであります。

その四は、財政硬直化が社会保険にしわ寄せされていくことであります。昨日の新聞にも、「交通遺児三七％が貧困にあえぐ」、「身障児施設、一技術者の辞職でピンチ」等が報ぜられていました。下志津病院は、関東・甲信越で萎縮症児を収容するただ一つの施設でありますが、この身障児の脳波、筋電図を取り扱っておりました技術者がやめ、身障児の治療観察がストップをしてしまったという内容でございます。これでもわかりますように、身障者の保護施設、また、これに働く人々の待遇等に改善措置が行なわれませんでは、治療、看護の必要要員すらもこと欠く状態でございます。生活保護の基準、失業対策、各種年金、あるいは医療制度、特に父母の願ひであります小児ガン対策等、国民は、政府の庶民への政治を待

ちわびておるのでございます。

私は、最後に、新聞の投書欄に出ておりました庶民の声を代読をいたしまして、反対討論の結びといたします。「毎日、精進児施設の上を何十回となく自衛隊機が飛ぶ。あの機があれば、こんな施設が四十も五十もできる。どうか一機下さい。お願いします。総理大臣殿。」(拍手)

○議長(重宗雄三君) 森八三一君。

〔森八三一君登壇、拍手〕

○森八三一君 私、自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題になっております予算三案に對しまして賛成の意を表するものであります。(拍手)

昭和四十二年度のわが国の経済は、個人消費支出が前年度に比べまして一五％の増、民間設備投資もまた三〇％ふえまして、予想を上回る拡大を続けました。輸出は国内経済の拡大と海外景気の停滞から伸び悩み、輸入は国内の活発な生産活動を反映いたしまして大幅に増加をいたしました。国際収支全体といたしましては、年初来の赤字基調を脱するに至らなかったものであります。

政府と日本銀行は、このような趨勢に對処するため、昨年の秋以来、財政金融両面にわたります一連の景氣調整措置を講じてまいりましたのであります。昨十一月のボンドの切り下げ、金相場

で、日本銀行は再度公定歩合の引き上げを行ない、金融面からの引き締め措置を講じてまいりましたのであります。このような内外の情勢の中で、さきに閣議決定を見ました「昭和四十三年度の経済見通しと経済運営の基本的態度」におきまして、政府は、昭和四十三年度を、経済を安定的な成長路線に乗せするための調整の年であるとして、国際収支の均衡回復と、それを第一の目標としての財政金融の運営に当たる旨を明らかにいたしました。

この方針を受けまして、予算編成方針は、財政による景氣抑制機能の実効を期しますとともに、総合予算主義に基づき予算の補正を避け、これによりまして中央、地方を通ずる財政体質の改善に第一歩を踏み出し、財政が本来の機能を十分に果たすことができるような基盤を確立いたしました。このことをもって、予算編成の基本としたのであります。このことは、まさに、きびしい内外の情勢に對し、国民の期待に沿うものと確信するところであります。

このような基本方針に基づきまして編成されました新年度予算は、次に申述べますような幾つかの特色を備えております。

その第一は、財政規模の抑制につとめていることとであります。

昭和四十三年度一般会計予算の規模は、五兆八千八百八十五億円であります。前年度補正後の予算額に對する増加率は一一・八％であります。こ

れは、四十一年度の一・六％、四十二年の一・二％の増加率を大きく下回っているだけで、ございせん。三十九年度を除きますれば、ここ十年来で最も低い伸び率でございます。また、財政投融資計画の規模二兆六千九百九十億円は、前年度の計画に對しまして一三％の増加となっておりますが、これもまた、四十一年度の二五・一％、四十二年の一七・八％の増加率を下回り、十年来最低の伸び率となっております。

地方財政におきましても、こうした国の方針に照応して、節度ある運営が行なわれることとなつておりますので、国民経済上の政府財貨サービス購入の伸び率は、名目経済成長率二二・一％を下回る一一・七％程度にとどまるものと予想をされておる次第であります。財政規模のこのような圧縮が景氣に對して抑制的な効果を生じるのであります。しようことは、十分に期待し得るところであります。

特色の第二は、公債への依存度を大幅に引き上げていくことであります。

ここ三年の公債依存度を振り返ってみますと、本格的な公債政策が初めて導入されました昭和四十一年度当初の発行予定額は七千三百億円で、公債依存度は一六・七％でありました。四十二年には、それが八千億となり、公債依存度は一六・一％でありました。もっとも、その発行額は、その後補正をされまして、七千三百十億に減額されましたが、それでも公債依存度は一四％

にのぼつておつたのであります。昭和四十三年度におきましては、公債の発行予定額は六千四百億円で大きく削減されまして、公債依存度は一〇・九%にまで低下をいたしております。また、政府保証債の発行額も、前年度当初予定額五千百億円に對しまして、本年度は三千六百億円に圧縮をされております。こうしたところにも、当面の情勢に對処する財政運営の基本的態度がうかがわれるのであります。まことに時宜を得た措置と申すべきであります。

特色の第三は、いわゆる総合予算主義のたてまえをとつておることでありまして、

そもそも予算は、年に一回、当該年度のすべての財政需要を見込みまして、各経費の間に適切な均衡がとれるように編成すべきものであります。しかるに、最近では、予算の補正は恒例となり、補正のないのは例外という観を呈しております。これまでは租税の自然増収が相当な額にのぼつておりましたために、補正の財源にも事欠くことがなく措置し得たのであります。今後の経済動向を考えると、年度途中に従来のような大幅な自然増収を期待いたしますことはできなくなることであります。したがつて、今後は大きな補正要因をあとに残しませんようにすることが必要であります。財政硬直化ののりから、当を得たものと言わなければなりません。ただ、このために、農業生産者は、不当に米価が抑制されるのではないかという不安にかられておると思ひ

ます。食糧問題の重要性にかんがみ、生産意欲を減退せしめることのないような深い配慮がなされるべきであると存じます。

特色の第四は、以上のように圧縮された規模の中で、予算、財政投融资計画とも、財源の適正かつ重点的な配分をはかりまことに、資金の効率的運用につとめておる点であります。

低所得者のための対策など社会保障の充実、交通安全と公害に對する対策の強化、住宅建設をはじめといたしまして社会資本の重点的な整備、農業、中小企業など生産性の低い部門の近代化の促進、輸出の振興と経済協力の推進など、当面緊急を要します施策につきましては、乏しい財源の中でできる限りの配慮が加えられております。

また、行政機関の定員と機構につきまして、さきの閣議決定に基づいて一省庁一局の削減を断行し、特殊法人の整理統合を行なうとともに、必要な方面に對しましては増員を見込みながら、既定定員を約六百名削減するという措置がとられております。さらに、補助金につきましても、効率の悪い補助金を整理し、補助金の合理化を進めること等によつて、百五十億円にのぼる経費の節減をはかつております。これまた適切な措置と申すべきであり、ここにも財政硬直化の打開に取り組む政府の強い姿勢をうかがうことができるのであります。高く評価されるべきであると存じます。

以上、昭和四十三年度予算の幾つかの特色をあげてまいつたのであります。本予算は、現下内

外の経済社会情勢に對応いたしまして、その量におきましても、その質におきましても、きわめて適切妥當なものであり、まさにわが国経済の安定成長の基盤をつちかい、将来への繁栄と隆盛を約束するものでありまして、広く国民各層の絶對の共感を博するものと確信し、賛意を表する次第であります。(拍手)

ただ、この予算が編成されたのは一月の中ごろであります。その後、世界情勢に大きな影響を及ぼすような事件が相次いで発生いたしましたことは、御承知のとおりであります。その一つは、申すまでもなく、世界通貨体制の激動であり、いま一つはベトナム和平への動きであります。

第三次のゴールドラッシュ、ロンドン金市場の一時閉鎖、金プールの停止と金の二重価格制、これらの事件にあらわれております世界通貨体制の激動が世界経済の動向にどのように影響するか、大きな問題であります。新聞雑誌の論説を見ましても、樂觀論、悲観論取りまぜまして、歸一するところを知らないありさまであります。

予算編成以後に生じたこれらの事件が、この年度内にどのような影響を日本経済に及ぼすか、にわかに予断を許さないところであります。が、しかし、情勢はきわめて流動的であり、したがつて、情勢の変化に對しては機敏に對処する心がまえが肝要であります。私は、政府がこの予算を執行するにあたりましては、国際情勢の変化とわが国の国際收支及び国内経済の推移を注意深く見

守りますとともに、財政投融资計画の運用、公共事業等の施行の時期、公債及び政府保証債の発行等を機に応じて調整し、金融政策の適切な発動と相まって、いわゆるポリシー・ミックスの実をあげることを強く要望いたしまして、私の賛成討論といたします。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 浅井亨君。

〔浅井亨君登壇、拍手〕

○浅井亨君 私は、公明党を代表して、ただいま議題となつております昭和四十三年度一般会計予算三案に對して、反対の意見を述べざるものであります。

最初に、本予算案編成の背景となつてゐる政府の外交、経済政策並びに政治姿勢等について、反対の立場で、若干の批判を加えたいと思ひます。佐藤内閣の無定見な外交政策についてであります。

昨年十一月總理の訪米のとき、まさにドル危機が顕著にあらわれるとともに、ベトナム戦争の無謀性は、米国内において和平運動となつて大きな高まりを見せ、まさにジョンソン政権は四面楚歌の状態にあつたのであります。そして世界各國もまた、米国の無条件北爆停止によるベトナム和平の提唱が高まりつつあつたのであります。しかるに、佐藤總理は、こうした世界の世論に背を向け、ジョンソン政策に全面的に迎合し、米国の立場に強い支持を与へ、北爆停止にはハノイの対応

昭和四十三年四月十五日 参議院會議録第十三号

昭和四十三年度一般會計予算外二件

二六四

措置が必要であるとの見解を表明し、ジョンソン政策への盲従と追従外交を続けてきたのであります。このことは当時の共同声明にも明らかなく、米国の中国封じ込め政策への無定見な迎合以外の何ものでもありません。

このように、日本政府はアジアの平和を口にしながら、ベトナム戦争の平和解決には何一つやっていないばかりか、佐藤総理は、日米安保体制の名のもとに、やっではないことをやっているのではありません。佐藤内閣の無為無策は平和に貢献しなかつたのみならず、アジアの先進国として、また平和憲法を世界に誇る日本としては重大な怠慢であります。米国のベトナム戦争に行き詰まり、ついに無条件の北爆停止とジョンソン大統領の大統領選不出馬が報道されるや、佐藤内閣はただ周章ろうばいするだけで、ベトナム和平に対する何らの役割りを果たそうとせず、アジアの孤児、世界の笑いものになり下がったのであります。米日追従外交の根柢には日米安保条約が存在し、外交政策の要諦であるフリーハンドを完全に奪われていることを知るべきであります。公明党が安保条約の段階的解消を主張するゆえんは、自主独立の外交と世界平和の建設にとって、この政策が不可欠の前提だからにほかなりません。佐藤内閣の危険な外交方針の転換を強く求めるとともに、猛省を促すものであります。

次に、佐藤内閣の政治姿勢であります。佐藤内閣は俗に三悪内閣であると言われており

ます。三悪とは、戦争加担であり、汚職倍増と物価上昇の推進であります。佐藤内閣発足以来三年余、政界は共和製糖事件、LPG汚職、選挙違反の続発、財界もまた目通汚職等と、新聞報道は枚挙にいとまありません。政治不信、綱紀紊乱を国民大衆ははだで感じているのであります。総理はかつて、「国民の政治に対する信頼を取り戻すことは私に課せられた責任である」と述べながら、続発する事件は政治不信の拡大につながっているのではありません。一体総理の責任はどうされるのでありましょうか。こうした腐敗と墮落した佐藤内閣のもとで、国民大衆がほんとうの愛国心を心から持つてありましょうか。防衛意識の高揚、国防教育の強調を唱える政府の右傾化政治姿勢を改め、もつと国民大衆に信頼される政治並びに政治姿勢の立て直しこそが絶対に必要なのであります。

第三に、佐藤内閣の経済政策についてであります。

佐藤内閣は、前任者池田内閣の所得倍増、高度成長政策のひずみ是正をうたい文句に発足して三年余、この間の経済政策はどうなつたのでありましょうか。不況と景気過熱と強烈な金融引き締めを繰り返して、池田内閣時代と全然異ならないばかりか、景気上昇期間の短縮、不況の長期化と、国民大衆にとって犠牲の多い経済運営を行なつてきたのであります。高度成長のひずみ是正は解消されないばかりか、逆に、国民大衆にひずみ倍増を

押しつけているのであります。ひずみ是正の妙策と宣伝した安定成長はどこに行つたのでありましょうか。政権の座にあること四年になりながら、四十三年度の経済財政運営は、四十四年度から安定成長へのかけ橋で調整の年だと言われるが、政権について五年にならなければ安定成長の経済政策の目途すら立たないとしたら、総理の責任はまことに重大であります。さらに、経済運営の支柱であつた経済社会発展計画は、民間設備投資、国際収支をはじめ、物価、社会開発等と、軒並みに根柢よりくずれているのであります。計画の再検討を総理の諮問機関である経済審議会が行なつていると伝え聞く今日、総理がみずから経済政策の完全に失敗したことを雄弁に物語つて、いけるものでもありません。佐藤内閣の有言不実行を強く、きびしく公明党は指摘するものであります。

次に、予算内容について反対するものであります。

第一は、予算の規模についてであります。

政府は、昭和四十三年度予算編成方針では、抑制型予算を宣伝し、対前年度予算の伸び率、政府財貨サービスの伸び率ともに、経済成長率を下回るために、抑制型予算と自画自賛しておりますが、国立療養所の経費や公共事業の繰り延べ分を調整した実質規模は一八％と、まことに高率であります。まさに景気刺激型であり、財政は景気調整機能を放棄し、そのしわ寄せは、あけて金融政

策に背負わされているのであります。一月の公定歩合の再引き上げは、このことの証明であり、非常にきびしい窓口規制、差別融資が、中小企業や国民大衆に多大の犠牲をしいているか、はかり知れません。佐藤内閣がみずから行なわなければならない財政緊縮による景気抑制を放置し、大衆の犠牲で景気調整を行なわんとしているものと断ぜざるを得ないのであります。さらに、六千四百億円という多額の国債発行は、景気抑制の財政運営と矛盾するものであります。四十一年度の不況脱出時の国債発行を景気浮揚のためと言ひ、四十二年度は社会資本整備で中立型の国債発行と言ひ、四十三年度は抑制型の国債発行だとする政府の説明は、全く国債の何たるかを知らず、白を赤と言ひくめる論法と言わざるを得ないのであります。国債が財政制度の奥深く定着し、売れない国債を特別免税の特典まで用意して国庫資金を集める方法は、封建時代の御用金調達思想のあらわれであり、まことに危険きわまること大であります。公明党は政府の国債政策の失敗と財政インフレの危険を強く指摘するものであります。

第二には、財政硬直化打開の理由に反対するものであります。

政府は、打開のためと称し、国民生活に密着する公共事業を大幅に抑制するとともに、受益者負担の名のもとに、国鉄運賃値上げ、食料特別会計への繰り入れ抑制に伴う三年連続消費者米価の引き上げ等、国民生活の犠牲によって財政硬直化は

正を行なおうとしているのであります。財政硬直化は、継続費、国庫債務負担行為の乱用による防衛費予算の先取りの編成方法、及び、物価騰貴を放置したことによる予算規模の膨張が大きな要因なのであります。それにもかかわらず、佐藤内閣の最近著しい右傾化姿勢は、これら防衛関係費の先食いを拡大するとともに、公共料金値上げ誘導の物価上昇推進型予算編成なのであります。財政硬直化の根本原因を究明し、除去をしようとする姿勢のない佐藤内閣の財政政策に反対するものであります。

第三は、実質減税ゼロという名の増税に反対するものであります。

千五十億円の所得税減税を、酒、たばこ等の増税によって国庫収入面で実質減税ゼロと政府は述べておりますが、国民大衆にとっては決してゼロではありません。物価上昇の激しいわが国において、四十三年度は物価調整減税すら十分行なわれておりません。さらに、累進度の高い所得税体系から見ても、決して減税に値するものではありません。しかも、所得階層別に見たこの税制改正は、嗜好品消費物資の増税であるゆえに、逆進性の強い増税となるのであります。

第四に、大衆福祉無視の血も涙もない予算に反対するものであります。

生活保護基準を二三％引き上げ、東京など一級地では、月額二万六千五百円になったと述べておりますが、親子四人の標準世帯で一日の生活費

八百八十三円、これを全部食費に充てたとしても一人当たり七十円余であります。消費者物価の上昇が続いている今日、七十円の食費で一体どんなものが食べられるのでありましょうか。佐藤総理はじめ大蔵、厚生大臣には想像することすらできないのではないのでしょうか。これで憲法で保障した健康で文化的な最低生活が保障されたと政府は公言しているのであります。これは明らかに憲法無視であり、違反であると断ぜざるを得ないのであります。

さらに、わが国には重症心身障害者や肢体不自由者等、非常に多いのであります。これらの人たちは、自分の責任で生活能力を失ったのであります。佐藤内閣が欧州並みの福祉国家を目標にしているならば、その生活保障は国家の当然の責務であります。しかるに、四十三年度予算は、これら日の当たらない身障者に対してはまことに冷たい予算と言わざるを得ません。

最後に、中小企業、農業対策の不十分な予算に反対するものであります。

金融引き締めで一番の被害者は零細中小企業者であります。毎月の倒産件数は上昇の一途をたどり、戦後最高の件数となっております。池田内閣時代の中小企業倒産を批判した佐藤総理は、「倒産の前になぜ対策を十分に立てないのか」と述べ

たにもかかわらず、戦後最高の倒産とはまことに皮肉な現象であります。なぜ、言行一致、中小企業の倒産の前に有効適切な手を打たなかったのか。また、農業関係予算にしても、そのウェイトは毎年低下しております。農村の過疎現象は、佐藤内閣の産業政策の失敗によるものと言わざるを得ません。

以上の理由により、公明党は四十三年度一般会計予算三案について反対するものであります。

(拍手)

○議長(重宗雄三君) 向井長年君。

〔向井長年君登壇、拍手〕

○向井長年君 私は、民主社会党を代表いたしまして、ただいま議題となりました政府提出の昭和四十三年度予算三案に対し反対の討論を行ないます。

戦後二十数年にして、国際政治経済は大きくその姿を変えようとしたておるのであります。この数カ月の激しい動きはその端的なあらわれであります。昨年十一月のポンド切り下げ、これに続くドル危機の深刻化と金ブールの崩壊、ジョンソンのベトナム和平宣言等々が相次いで目まぐるしく展開されてまいりました。この間にあって、わが国経済も国内の不況の進行と相まって多大の影響をこうむることは言うまでもありません。

特に、予算案審議を通じて明らかにされたことは、わが国経済の脆弱さと不安定性であります。

外貨準備の異常な低さと構成内容の悪さ、一部でうわさされる円切り下げ、ベトナム特需の減少に伴う動搖等々がそれであり、しかるに政府

は、この国際的な変革の流れにさおをさし、外交はもろろんのこと、経済政策においても、わが党の主張する実効的にして計画的な安定成長政策を無視し、従来の安易かつ無責任の成長政策を固執しておるのであります。まさに政府の動脈硬化もここにきわまりと言ふべきでありましょう。これがわが党が政府予算案に反対する基本的な理由なのであります。

次に、具体的内容に立ち入って反対の理由を指摘いたしたいと存じます。

その第一は、今回の予算案は大衆の犠牲のもとに実質増税が行なわれていることであります。

所得税減税の恩恵にも浴しない低所得者はいまだわが国に二十万人もおりますが、たばこの値上げ、酒の増税は、これら低所得者に犠牲がかかってくることは明白であります。この明白な事実を目をおおい、実質増税ゼロであると強弁する政府の態度は、わが党の断じて許し得ないところであります。

第二に、財政硬直化を口実にした民生的支出の圧迫が行なわれていることであります。

現在わが国にとって最も緊急に手を打たなければならぬ分野は公共福祉であります。住宅対策費は八・二％、社会保障関係費は一〇・三％の伸びと、いずれも予算全体の伸び率にさへ及ばないほど低く抑えられているのであります。これは佐藤内閣の公約であった社会開発に全くそむくものであり、公約不履行はなほだしと言わなければ

ればならないのであります。このため、政府はみずから社会的アンバランスの是正をうたつた経済社会発展計画を破綻に追い込み、またも紙くずと化してしまつたのであります。

第三にわが党がこの予算案に反対する理由は、政府主導型の大規模物価上昇が予想されることであります。

今回政府は、すでに国鉄定期の大規模値上げを実施し、また、酒、たばこ、物品税の増税を行ない、これが業者の便乗値上げと相まって、大幅にこれらの商品の値上がり招くことは明らかであります。さらに、電話設備料の引き上げなど、公共料金と軒並みに値上げし、この秋には総合予算主義という名目のもとに消費者米価も四年連続して値上げされることは必至であります。この結果、不況下の物価高が進行し、国民の生活は以前にも増してきびしくなることが予想されるのであります。これは明らかに政府の経済政策の失敗であります。

私は、以上の理由により、政府予算案に反対の意向を表明いたしまして、討論を終わります。

○議長(重宗雄三君) 岩間正男君。
〔岩間正男君登壇、拍手〕
○岩間正男君 私は、日本共産党を代表して、昭和四十三年度予算三案に反対するものであります。

佐藤総理は、昨年の日米首脳会談で、アメリカのベトナム侵略戦争を全面的に支持し、東南アジアの反共がいらい政権に対する援助の増大、ドル防衛政策への協力などを約束しました。また、日米安保条約をアジア・太平洋地域に拡張強化し、このもとで日本軍国主義の復活強化と独占資本の東南アジアへの帝国主義的な進出を急速に推進する意図を明らかにしました。このことは、佐藤総理のアメリカの核のかさののもとでの自主防衛論、憲法否定の倉石発言、国防教育についての灘尾発言などによって明らかであります。

第二に、歳入の面では、一般会計で五兆八千八百八十五億円、財政投融資で二兆六千九百九十億円の膨大な予算を組み、その財源をすべて人民に負わせ、他方では、輸出奨励などの名のもとに、大資本に対する各種の減免税措置を拡大してあります。これは大資本に奉仕し、人民の生活を一そう困難にするものであります。

第三に、歳出の面では総合予算主義ということ、公務員賃金、食管会計への繰り入れ、災害復旧費などを千二百億円の予備費でまかない、補正予算を組まないことにしていますが、これは、人事院勧告制度、食管制度などを事実上取りくずし、公務員賃金と生産者米価を一方的に押えつけ、これを通じて労働者と勤労人民の生活水準を全体として抑制しようとするものであります。また、勤労者の低家賃住宅は八万八千戸にすぎず、生活保護基準と失対賃金のわずかばかりの引き上げと引きかえに、失対事業で四千人、生活保護で四万八千人が適用のワケからはずされております。

また、中小企業の倒産が激増しているにもかかわらず、かえって大資本の要求に沿って、中小企業を整理淘汰する政策が強められています。さらに重大なことは、国立療養所の特別会計移管、消費者米価や各種公共料金の引き上げなどによって、国と地方自治体が当然負担すべき経費を人民の負担に肩がわりしていることであります。このように政府は、財政硬化化を口実に人民に犠牲を強要しながら、第三次防衛力整備計画による自衛隊の増強、東南アジア経済援助の増額などは優先的に確保し、軍人恩給の増額、教員の反動的支配のための特別手当の新設、明治百年記念事業、政府新聞の発行など、国民の間に軍国主義思想を強めるための費用を著しく増額してあります。

さらに、政府は、景気抑制を唱えながら、前年度繰り越し分を加えると実に二兆九千億にのぼる膨大な公共事業費を計上していますが、これは、高速度道路、港湾、その他、主として独占資本のための産業基盤の整備と利潤の増大を保障するものにはかなりません。

要するに、四十三年度予算案は、勤労人民を犠牲にして、独占資本の利益をはかるだけではなくして、日米共同声明による日米共同責任体制をつくり上げるための第一年度として組まれたものであります。これは、わが国を軍国主義と戦争の道

に一そう深く引き入れるものであり、わが党はこのような予算案に絶対に反対するものであります。

ポンド切り下げに続くドル危機の深まりは、世界資本主義経済の諸矛盾の激化と相まって、資本主義世界全体に対するアメリカの金融的支配が大きくくずれつつあることを示しています。

ベトナム和平に関するジョンソン演説、キング牧師の暗殺と黒人の闘争の高まりなど、一連の事実は、アメリカの侵略的な世界政策、とりわけベトナム侵略戦争を中心とするアメリカの極東政策が、政治的にも、軍事的にも、経済的にも破綻し始めたことを示すものであります。それは同時に、日米安保体制による日本の安全と繁栄という、自民党佐藤内閣の基本政策の危険な性格とその破綻を端的に示すものであります。

今日、激動するアジアと世界の情勢のもとでわが国の進むべき道は、日米安保条約を破棄して、真の独立を実現し、民主主義と平和・中立の政策を実行することであり、これによってのみわが国の安全と経済の自主的平和的發展、国民生活向上の道を切り開くことができるのであります。このことを強調して、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) これにて討論の通告者の発言は全部終了いたしました。討論は終局したものと認めます。
これより採決をいたします。

三案全部を問題に供します。

表決は記名投票をもつて行ないます。三案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票を願います。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行ないません。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(重宗雄三君) 投票漏れはございませんか。——投票漏れないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○議長(重宗雄三君) これより開票いたします。

投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長(重宗雄三君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

百九十九票

白色票

百十七票

〔拍手〕

青色票

八十二票

〔拍手〕

よって、三案は可決せられました。(拍手)

賛成者(白色票)氏名

百十七名

八田 一朗君

西村 尚治君

齋藤 昇君

河野 謙三君

井野 碩哉君

新谷寅三郎君

川村 清一君

大橋 和孝君

大橋 和孝君

齋藤 昇君

河野 謙三君

井野 碩哉君

新谷寅三郎君

川村 清一君

大橋 和孝君

大橋 和孝君

齋藤 昇君

河野 謙三君

井野 碩哉君

新谷寅三郎君

川村 清一君

大橋 和孝君

大橋 和孝君

齋藤 昇君

河野 謙三君

井野 碩哉君

新谷寅三郎君

川村 清一君

大橋 和孝君

大橋 和孝君

齋藤 昇君

河野 謙三君

井野 碩哉君

新谷寅三郎君

川村 清一君

大橋 和孝君

大橋 和孝君

齋藤 昇君

河野 謙三君

井野 碩哉君

新谷寅三郎君

川村 清一君

大橋 和孝君

大橋 和孝君

齋藤 昇君

河野 謙三君

井野 碩哉君

新谷寅三郎君

川村 清一君

大橋 和孝君

大橋 和孝君

齋藤 昇君

河野 謙三君

井野 碩哉君

新谷寅三郎君

川村 清一君

大橋 和孝君

大橋 和孝君

齋藤 昇君

河野 謙三君

井野 碩哉君

新谷寅三郎君

川村 清一君

大橋 和孝君

大橋 和孝君

齋藤 昇君

河野 謙三君

井野 碩哉君

新谷寅三郎君

川村 清一君

大橋 和孝君

大橋 和孝君

齋藤 昇君

河野 謙三君

井野 碩哉君

新谷寅三郎君

川村 清一君

大橋 和孝君

大橋 和孝君

齋藤 昇君

河野 謙三君

井野 碩哉君

新谷寅三郎君

川村 清一君

大橋 和孝君

大橋 和孝君

齋藤 昇君

河野 謙三君

井野 碩哉君

新谷寅三郎君

川村 清一君

大橋 和孝君

大橋 和孝君

齋藤 昇君

河野 謙三君

井野 碩哉君

新谷寅三郎君

川村 清一君

大橋 和孝君

大橋 和孝君

齋藤 昇君

河野 謙三君

井野 碩哉君

新谷寅三郎君

川村 清一君

大橋 和孝君

大橋 和孝君

齋藤 昇君

河野 謙三君

井野 碩哉君

新谷寅三郎君

川村 清一君

大橋 和孝君

大橋 和孝君

齋藤 昇君

河野 謙三君

井野 碩哉君

新谷寅三郎君

川村 清一君

大橋 和孝君

大橋 和孝君

齋藤 昇君

河野 謙三君

井野 碩哉君

新谷寅三郎君

川村 清一君

大橋 和孝君

大橋 和孝君

齋藤 昇君

河野 謙三君

井野 碩哉君

新谷寅三郎君

川村 清一君

大橋 和孝君

大橋 和孝君

齋藤 昇君

河野 謙三君

井野 碩哉君

新谷寅三郎君

川村 清一君

大橋 和孝君

大橋 和孝君

齋藤 昇君

河野 謙三君

井野 碩哉君

新谷寅三郎君

川村 清一君

大橋 和孝君

大橋 和孝君

齋藤 昇君

河野 謙三君

井野 碩哉君

新谷寅三郎君

川村 清一君

大橋 和孝君

大橋 和孝君

齋藤 昇君

河野 謙三君

井野 碩哉君

新谷寅三郎君

川村 清一君

大橋 和孝君

大橋 和孝君

齋藤 昇君

河野 謙三君

井野 碩哉君

新谷寅三郎君

川村 清一君

大橋 和孝君

大橋 和孝君

齋藤 昇君

河野 謙三君

井野 碩哉君

新谷寅三郎君

川村 清一君

大橋 和孝君

大橋 和孝君

齋藤 昇君

河野 謙三君

井野 碩哉君

新谷寅三郎君

川村 清一君

大橋 和孝君

大橋 和孝君

齋藤 昇君

河野 謙三君

井野 碩哉君

新谷寅三郎君

川村 清一君

大橋 和孝君

大橋 和孝君

齋藤 昇君

河野 謙三君

井野 碩哉君

新谷寅三郎君

川村 清一君

大橋 和孝君

大橋 和孝君

齋藤 昇君

河野 謙三君

井野 碩哉君

新谷寅三郎君

川村 清一君

大橋 和孝君

大橋 和孝君

齋藤 昇君

河野 謙三君

井野 碩哉君

新谷寅三郎君

川村 清一君

大橋 和孝君

大橋 和孝君

齋藤 昇君

河野 謙三君

井野 碩哉君

新谷寅三郎君

川村 清一君

大橋 和孝君

大橋 和孝君

齋藤 昇君

河野 謙三君

井野 碩哉君

新谷寅三郎君

川村 清一君

大橋 和孝君

大橋 和孝君

齋藤 昇君

河野 謙三君

井野 碩哉君

新谷寅三郎君

川村 清一君

大橋 和孝君

大橋 和孝君

齋藤 昇君

河野 謙三君

井野 碩哉君

新谷寅三郎君

川村 清一君

大橋 和孝君

大橋 和孝君

齋藤 昇君

河野 謙三君

井野 碩哉君

新谷寅三郎君

川村 清一君

大橋 和孝君

大橋 和孝君

齋藤 昇君

河野 謙三君

井野 碩哉君

新谷寅三郎君

川村 清一君

大橋 和孝君

大橋 和孝君

齋藤 昇君

河野 謙三君

井野 碩哉君

新谷寅三郎君

川村 清一君

大橋 和孝君

大橋 和孝君

齋藤 昇君

河野 謙三君

井野 碩哉君

新谷寅三郎君

川村 清一君

大橋 和

昭和四十三年四月十五日 参議院會議録第十三号 中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案外一件

二六八

丸富夫君。

審査報告書

中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年四月十二日

商工委員長 金丸 富夫

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、中小企業信用保険公庫に対して出資を追加し、その一部を保険準備基金に充てるに際し、同公庫の資本金及び基金に関する規定を整備する等の改正を行なうとするものであつて、保険事業の円滑な実施を図るため、妥当なものと認める。

一、費用

本法施行に要する経費として、昭和四十三年度一般会計予算に九十五億円が計上されている。

中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十三年三月二十六日

衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

審査報告書

中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年四月十二日

商工委員長 金丸 富夫

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、中小企業投資育成株式会社の資本金を増額するため、中小企業金融公庫が引き受ける中小企業投資育成株式会社の優先株式の発行価額の限度額を三億円増額し、十億五千万円とするものであつて、中小企業投資育成事業の強化拡充に資するため、妥当なものと認めらる。

一、費用

本法施行に要する経費として、昭和四十三年度産業投資特別会計に三億円が計上されている。

○議長(重宗雄三君) 日程第一、中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案。

日程第二、中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案。

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長長の報告を求めます。商工委員長金

中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十三年四月二日

衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案

中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案

中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「七億五千万円」を「十億五千万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（中小企業金融公庫法の一部改正）

2 中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第五条中「七億五千万円」を「十億五千万円」に改める。

〔金丸富夫君登壇、拍手〕

○金丸富夫君 ただいま議題となりました二法案について、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案は、保険公庫に九十五億円を追加出資し、そのうち二十五億円を保険準備金に充てることとし、同公庫の資本金及び基金に関する規定を整備する等の改正を行なうとするものであります。

次に、中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案は、内外経済情勢の変化に伴い、投資育成会社会の業務を拡充する必要を生じ、その資本を調達するとともに、経理的基礎を固めるため、同社の資本金を三億円増額しようとするものであります。

委員会では、投資育成会社会の投資先中小企業を視察するとともに、二法案を一括して議題とし、信用補充制度、保険公庫の運営及び中小企業育成方針等の諸問題を中心に質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わり、討論もなく、二法案を順次採決いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。（拍手）

○議長（重宗雄三君） 別に御発言もなければ、これより採決いたします。

まず、中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案外一件

る法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重宗雄三君） 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決せられました。

○議長（重宗雄三君） 次に、中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重宗雄三君） 過半数と認めます。よつて、本案は可決せられました。

○議長（重宗雄三君） 日程第三、北海道寒冷地畑作営農改善資金金融通臨時措置法の一部を改正する法律案。

日程第四、南九州畑作営農改善資金金融通臨時措置法。

（いずれも内閣提出、衆議院送付）

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長（重宗雄三君） 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長和田鶴一君。

審査報告書

北海道寒冷地畑作営農改善資金金融通臨時措置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年四月十二日

農林水産委員長 和田 鶴一

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、北海道の畑作農業の現状にかんがみ、農林漁業金融公庫が畑作農業者に対して貸し付ける営農改善資金の貸付条件を改善するとともに、その貸付資格の認定申請期限を延長する等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、費用

本法施行のため、とくに費用を要しない。

なお、昭和四十三年度においては、農林漁業金融公庫の貸付計画として十五億円が計上されている。

附帯決議

政府は本法の施行にあたり、自然条件等の不良な畑作地域の現状にかんがみ、営農改善資金金融通制度を効果的に運用するなど、地域の営農条件の

昭和四十三年四月十五日 参議院會議録第十三号

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案外一件

二七〇

整備を図り農業経営の安定向上に資するため左記事項の実現に努めるべきである。

記

一、本制度による畑作振興地域の指定にあつては、畑作振興対策の成果を確保するため、地域の実情に即応した指定が行なわれるよう努めること。

二、本制度による営農改善計画の認定と融資事業が計画通り実施されるよう、営農指導体制の強化、手続の簡素化、担保制度の改善等につき配慮すること。

三、融資対象農業者に対する資金の貸付条件の緩和、とくに営農改善資金及び農地取得資金等の貸付限度額の引上げを検討すること。

四、畑作振興対策の一環として新しく行なわれる営農基盤整備事業の実施にあつては、地域の事態に即した事業の推進、国の助成指導等について特段の配慮をすること。

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十三年三月二十八日

衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法(昭和四十四年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「(貸付け)」に改め、同条中「行ふ者」を「行なう者」に、「又は第八号に掲げるものの貸付けを行ふ者」を「若しくは第八号に掲げるもの又は乳牛若しくは肉用牛の購入に必要なものの貸付けを行なう」に改める。

第四条中「貸付けを行ふ」を「貸付けを行なう」に、「年五分五厘以内」を「年五分(据置期間中は、年四分五厘以内)」に、「六年以内」を「八年以内」に改める。

第六条第三項中「昭和四十三年三月三十一日」を「昭和四十八年三月三十一日」に改める。

附則第二項中「及び第三十条第二項第一号」を「第三十条第二項第一号及び第三十六條第三号」に、「とする」を「と」、同法第三十六條第三号中「附則第二十三項」とあるのは「附則第二十三項並びに北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法第三條とする」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前に農林漁業金融公庫が締結した改正前の第四条に規定する営農改善資金の

貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率及び据置期間については、なお従前の例による。

審査報告書

南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年四月十二日

農林水産委員長 和田 鶴一

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、南九州地域のうちで、夏期の降雨量がきわめて多く、特殊な火山噴出物が分布している特定畑作地域を、南九州畑作振興地域として指定し、その地域内の農業者で営農改善計画をたて、その営農の改善を図ろうとするものに、農林漁業金融公庫が、必要な資金を長期低利で貸し付けることにより、その地域における農業者の経営の安定を図ろうとするものである。よつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、費用

本法施行のため、とくに費用を要しない。
なお、昭和四十三年度においては、農林漁業

金融公庫の貸付計画として九億六千万円が計上されている。

南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十三年三月二十八日

衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法案
南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法

(目的)

第一条 この法律は、南九州の地域のうち、夏期における降雨量がきわめて多く、かつ、特殊な火山噴出物がおおわれている特定の畑作地域を南九州畑作振興地域として指定し、その地域内の農業者で営農改善計画をたてこれに基づきその営農の改善を図ろうとするものに、農林漁業金融公庫が、必要な資金を長期かつ低利で貸し付けることにより、その地域における農業者の経営の安定を図ることを目的とする。

(南九州畑作振興地域の指定)

第二条 農林大臣は、南九州の地域(宮崎県及び鹿児島県の区域をいう。)のうち、五月から七月までの間における降雨量がきわめて多く、かつ、シラス、ボラ、コラ、アカホヤ等特殊な火

山噴出物でおおわれている畑作地域（その地域内の農業者の全部又は大部分が主として畑又は牧野につき耕作又は養畜の事業を行なっている地域をいう。）で政令で定める基準に適合するものを、宮崎県知事又は鹿児島県知事（以下「県知事」という。）からの申請に基づき、気象条件その他の自然的経済的条件の類似するものごとに、南九州畑作振興地域として指定する。

2 前項の規定による南九州畑作振興地域の指定は、告示をもつてしなければならない。

（貸付け）

第三条 農林漁業金融公庫（以下「公庫」という。）は、南九州畑作振興地域の区域内において主として畑又は牧野につき耕作又は養畜の事業を行なう者で第六条第一項の認定を受けたものに対し、この法律の定めるところにより、当該認定に係る営農改善計画に記載された同条第二項第四号の改善措置を実施するために必要な資金で、農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）第十八条第一項第一号若しくは第八号に掲げるもの、果樹の植栽若しくは育成に必要なもの、茶樹若しくは桑樹の植栽に必要なもの又は乳牛若しくは肉用牛の購入に必要なものの貸付けを行なうものとする。

（貸付条件）

第四条 前条に規定する者に対し同条に規定する資金（以下「営農改善資金」という。）の貸付けを行なう場合における貸付金の利率は年五分（据

置期間中は、年四分五厘）以内、その償還期間（据置期間を含む。）は二十五年以内、その据置期間は八年以内においてそれぞれ公庫が定めるものとする。

（貸付金額等の決定）

第五条 公庫は、第三条に規定する者に対し営農改善資金の貸付けを行なう場合には、貸付けの申込みをした者につき、次条第一項の認定に係る営農改善計画を参照して、貸付金額及び償還期間その他の貸付条件を定めなければならない。

（貸付資格の認定）

第六条 営農改善資金の貸付けを受けようとする者は、農林省令で定める手続により、営農改善計画を作成し、これを申請書に添え、県知事に提出して、当該貸付けを受けることが適当である旨の県知事の認定を受けなければならない。

2 前項の営農改善計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 農業経営の状況
- 二 資産及び負債の状況
- 三 収入及び支出の状況
- 四 当該南九州畑作振興地域の気象条件その他の自然的経済的条件に適合する営農条件に必ずする農業経営の確立を図るために必要な改善措置
- 五 営農改善資金の額並びにその貸付けを受けた場合における貸付金の使用計画及び償還計画

画

六 第四号の改善措置に必要な資金で営農改善資金以外のものの額及び調達方法

七 その他農林省令で定める事項

3 第一項の認定の申請は、昭和四十八年三月三十一日までにするものとする。

第七条 県知事は、前条第一項の規定により認定の申請があつたときは、その申請に係る事項が次の各号の要件をみたす場合に限り、同項の認定をするものとする。

一 営農改善計画に記載された前条第二項第四号の改善措置が当該南九州畑作振興地域の気象条件その他の自然的経済的条件に適合する営農条件に必ずする農業経営の確立を図るために必要かつ適当なものであること。

二 営農改善計画が適正に作成されており、かつ、申請者がこれを達成する見込みが確実であること。

三 申請者が営農改善計画を達成するために、当該貸付けを受けることが必要であつて他に適当な方法がないこと。

（指導等）

第八条 県知事は、営農改善資金の貸付けを受けようとする者又はその貸付けを受けた者（その者の一般承継人を含む。）からの申出があつたときは、その者に対し、営農改善計画の作成又はその達成につき必要な指導をするものとする。

2 県知事は、営農改善資金の貸付けを受けよう

とする者の営農改善計画の作成に資するため、南九州畑作振興地域ごとに、当該南九州畑作振興地域の区域内において主として畑又は牧野につき耕作又は養畜の事業を行なう者の営農の改善の目標として、その気象条件その他の自然的経済的条件に適合する営農条件に必ずする営農方式の例を作成することができる。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の規定により公庫が行なう資金の貸付けについての農林漁業金融公庫法第二十九条第二項、第三十条第二項第一号及び第三十六條第三号の規定の適用については、同法第二十九條第二項中「融通法」とあるのは「南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法（昭和四十三年法律第三号）」と、同法第三十条第二項第一号中「融通法」とあるのは「南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法」と、同法第三十六條第三号中「附則第二十三項」とあるのは「附則第二十三項並びに南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法第三号」とする。

〔和田鶴一君登壇、拍手〕

○和田鶴一君 ただいま議題となりました両法律案について、委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

まず、北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案は、北海道の畑作

昭和四十三年四月十五日 参議院會議録第十三号

北海道寒冷地畑作営農改善資金金融通臨時措置法の一部を改正する法律案外一件 議事日程追加の件 国會議員互助年金 二七二

農業の現状にかんがみ、農林漁業金融公庫が畑作農業者に対して貸し付ける営農改善資金の貸し付け条件等の改善をはかるとともに、その貸し付け資格の認定申請期限を五カ年延長しようとするものであります。

次に、南九州畑作営農改善資金金融通臨時措置法案は、南九州において自然条件の不良な地域を畑作振興地域として指定するとともに、地域内農業者で、営農改善計画を立てて貸し付け資格の認定を受けたものに、農林漁業金融公庫が長期低利資金の融資を行なおうとするものであります。

委員会におきましては、両法律案に関して、北海道、南九州地域をめぐる畑作振興対策、特に畑作振興地域の指定方針、営農方式の具体例、融資対象農家における農業所得の水準、営農改善資金の貸し付け方法と融資条件、営農基盤整備事業等に関する実施条件とその実施、営農指導体制の強化など、諸般の問題が質疑されました。

質疑を終了し、別に討論もなく、採決の結果、両法律案はそれぞれ全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、川村委員より、自民、社会、公明三党共同の両法律案に対する附帯決議案が提案され、これも全会一致をもって決定されました。

右御報告いたします。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、こ

れより採決をいたします。

両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よって、両案は全会一致をもって可決せられました。

○議長(重宗雄三君) この際、日程に追加して、

国會議員互助年金法等の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長長の報告を求めます。議院運営委員長徳永正利君。

〔審査報告書は都合により第十六号末尾に掲載〕

国會議員互助年金法等の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和四十三年三月二十八日

衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

国會議員互助年金法等の一部を改正する法律

(国會議員互助年金法の一部改正)

第一条 国會議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「(互助年金等)」に改め、同条中「年金」を「年金等」に改める。

第二条の見出しを「(互助年金及び互助一時金)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 この法律において「互助一時金」とは、退職一時金及び遺族一時金をいう。

第四条の見出し中「端数計算」を「互助年金等の端数計算」に改め、同条第二項中「互助年金の年額」の下に「及び互助一時金の額」を加える。

第五条第一項中「互助年金」の下に「及び互助一時金」を加え、同条第二項及び第三項中「五十歳」を「四十五歳」に改める。

第六条第一項中「互助年金」の下に「及び互助一時金」を加え、「その権利」を「互助年金を受け

る権利」に改め、同条第二項中「互助年金」の下に「及び互助一時金」を、「普通退職年金」の下に

「及び退職一時金」を加える。

第七条中「及び遺族扶助年金」を「遺族扶助年金及び遺族一時金」に改める。

第八条の見出し中「互助年金」を「互助年金等」に改める。

4 既に退職一時金を受けた者で国會議員として再就職したものに普通退職年金を給する場

合における当該年金の年額は、前二項の規定により算出した金額から、その者が受けた退職一時金の総額の十分の一に相当する金額(以下この項において「控除金額」という。)を

控除した金額とし、その控除は、当該控除金額の総額が当該退職一時金の総額に相当する額に達するまで行なうものとする。ただし、

当該控除を受けることとなる者が、政令で定めるところにより、当該退職一時金の総額に相当する金額を一時に国庫に納付した場合

は、この限りでない。

第十条第二項中「前条」を「前条(第四項を除く。)」に、「同条」を「同条(第四項を除く。)」に改め、同条に次の一項を加える。

7 前条第四項の規定は、既に退職一時金を受けた者でその後公務傷病年金を給すべき事由が生じたものに公務傷病年金を給する場合における当該年金の年額について準用する。この場合において、同項中「前二項」とあるのは、「第十条第二項」と読み替えるものとする。

第十条の次に次の一条を加える。

(退職一時金)

第十条の二 国會議員が在職期間三年以上十年未満で退職したときは、その者に退職一時金を給する。ただし、任期満了又は衆議院の解散により退職した者がその退職の日から四十

日以内に国会議員として再就職した場合は、この限りでない。

2 退職一時金を受ける権利を有する者が当該退職一時金を受けないで国会議員として再就職したときは、当該退職一時金を給しない。

3 退職一時金の額は、その者の在職期間に係る納付金の総額の百分の八十に相当する金額とする。

4 既に退職一時金を受けた者が国会議員として再就職したものに再び退職一時金を給する場合における当該退職一時金の額は、前項の規定により算出した金額から既に受けた退職一時金の額に相当する金額を控除した金額とする。

第十二条各号列記以外の部分中「在職期間」を「国会議員の在職期間」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、第一号の二に掲げる期間については、普通退職年金又は公務傷病年金を受ける権利の基礎となる在職期間を計算する場合、この限りでない。

第十二条第一号の次に次の一号を加える。

一の二 第五条第一項の規定により退職一時金を受ける権利が消滅した場合において、その権利の基礎となつた在職期間

第十二条第二号中「互助年金」を「普通退職年金、公務傷病年金又は退職一時金」に改める。

第十三条(見出しを含む。)中「又は公務傷病年金」を「公務傷病年金又は退職一時金」に改める。

第十五条第一項中「年齢満五十歳に達する月まではその全額」を「年齢満四十五歳に達する月まではその全額、満四十五歳に達した月の翌月から満五十歳に達する月まではその十分の五に相当する金額」に改める。

第十六条第一項中「五十五万円」を「百二十万円」に、「九十一万円」を「百五十六万円」に、「百一十万円」を「百七十五万円」に、「百二十一万円」を「二百一十万円」に、「百五十五万円」を「二百六十五万円」に改める。

第十九条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、既に退職一時金を受けた者に係る遺族扶助年金の年額については、次の各号に掲げる金額につき、第九条第四項の規定を適用して算出するものとする。

第十九条第二項第一号中「これに給すべき普通退職年金の金額」を「第九条(第四項を除く。以下この項において同じ。)の規定によりこれに給すべき普通退職年金の金額」に、同項第二号中「当該年金の金額」を「第九条の規定によりこれに給すべき普通退職年金の金額」に改める。

第十九条の二中「その二百六十分の百十六」を「その年額(既に退職一時金を受けた者に係る遺族扶助年金の年額について前条第二項後段の規定により第九条第四項の規定の適用がある場合においても、当該年額は同条同項の規定の適用がないものとして算出した年額とする。)の二百六十分の百十六」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十九条の三 国会議員が在職中死亡し、その死亡を退職とみなすときはこれに退職一時金を給すべきときは、その者の遺族に遺族一時金を給する。

族扶助年金の年額について前条第二項後段の規定により第九条第四項の規定の適用がある場合においても、当該年額は同条同項の規定の適用がないものとして算出した年額とする。)の二百六十分の百十六」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(遺族一時金)

第十九条の三 国会議員が在職中死亡し、その死亡を退職とみなすときはこれに退職一時金を給すべきときは、その者の遺族に遺族一時金を給する。

2 前項の遺族一時金の額は、これを受ける者の人員にかかわらず、同項の退職一時金の額に相当する金額とする。

第二十条中「遺族扶助年金を給する場合について」の下に、「同法第七十二条(兄弟姉妹に関する部分を除く。)、第七十三条、第七十三条ノ二、第七十四条及び第七十四条ノ二(第三項を除く。)の規定は遺族一時金を給する場合について」を、「互助年金の下に「及び互助一時金」を加える。

第二十一条の見出し中「互助年金」を「互助年金等」に改め、同条第一項中「互助年金」の下に「及び互助一時金」を加える。

第二十二條第一項及び第三項中「互助年金」の下に「又は互助一時金」を、同条第二項中「互助年金」の下に「又は互助一時金」を、「遺族扶助年金」の下に「又は遺族一時金」を加える。

第二十三条第一項中「百分の四」を「百分の四・七」に改め、同条第二項中「互助年金」の下に「及び互助一時金」を加える。

第二十四条中「互助年金」の下に「及び互助一時金」を加える。

第二十五条に次の一項を加える。

2 普通退職年金、公務傷病年金又は遺族扶助年金と退職一時金又は遺族一時金とは、併給しない。

第二十九条中「互助年金」の下に「及び互助一時金」を加える。

附則第六項中「第九条の規定により算出した年額」を「第九条の規定により算出した年額(既に退職一時金を受けた者については同条第四項の規定により算出した年額)」に改める。

(国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正)

第二条 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「十五万円」を「十八万円」に改める。

(国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部改正)

第三条 国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律(昭和二十八年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第三条中「五万円」を「六万円」に改める。

昭和四十三年四月十五日 参議院會議録第十三号

国会議員互助年金法等の一部を改正する法律案

二七四

(国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第四百十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第一条中」の下に「秘書官の五号俸の俸給月額を受ける秘書官の俸給月額」とあるのは「秘書官の五号俸の俸給月額を受ける秘書官の俸給月額及びその俸給月額に一般職の職員に給与に関する法律第十一条の第三項第一号に掲げる割合(以下この項において「甲地の調整手当に係る割合」という。)を乗じて得た額の合計額」とを加え、「一般職の職員の給与に関する法律第十一条の第三項第一号に掲げる割合」を「甲地の調整手当に係る割合」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十三年四月一日から適用する。
(退職一時金についてのこの法律の施行前の在職期間の通算)

2 改正後の国会議員互助年金法(以下「新法」という。)の規定による退職一時金については、改正前の国会議員互助年金法(以下「旧法」という。)の規定による国会議員としての在職期間とみなし、新法の在職期間の計算に関する規定を適用する。

(旧法の規定による在職期間を有する者に係る退職一時金の額の特例)

3 国会議員で旧法の規定による国会議員としての在職期間を有する者がこの法律の施行後に退職し、退職一時金を受けることとなる場合における当該退職一時金の額は、新法第十条の規定により算出した金額から、旧法の施行の日から昭和四十三年三月三十一日までの在職期間中に受けた歳費の総額の百分の〇・六に相当する金額を控除した金額とする。

(訃替規定)

4 昭和四十三年四月一日からこの法律の施行の日の前日までの間において、新法の規定による互助一時金を受けるべき事由が生じたときは、当該互助一時金を受ける権利については、新法第五条第一項中「これを受けるべき事由が生じた日」とあるのは「国会議員互助年金法等の一部を改正する法律(昭和四十三年法律第 号)の施行の日」と読み替えて、同条同項の規定を適用する。

(納付金に関する経過措置)

5 この法律の施行前に旧法の規定により納付された昭和四十三年四月分の納付金は、新法の規定による同年同月分の納付金の一部とみなし、当該残余の納付金の納付については、政令で定める。

(立法事務費の内払)

6 改正前の国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の規定に基づいて国会における各会派に対し昭和四十三年四月一日以後の分として既に交付した立法事務費は、改正後の国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の規定による立法事務費の内払とみなす。

7 昭和四十三年四月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に、国会議員の秘書の給料等に関する法律(昭和三十三年法律第二百二十八号)の規定に基づいて国会議員の秘書(特別職の職員に給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)別表第三に掲げる秘書官の五号俸の俸給月額を受ける秘書官の俸給月額に相当する額の給料月額を受ける国会議員の秘書をいう。)に対し既に支払われた給料は、改正後の国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律附則第二項の規定により読み替えられた国会議員の秘書の給料等に関する法律第一条の規定による給料の内払とみなす。

〇徳永正利君 ただいま議題となりました法律案のおもな内容について申し上げますと、
第一は、国会議員の互助年金に関するものでありまして、議員が在職三年以上十年未満で退職または死亡した場合に支給する一時金の制度を新設すること。普通退職年金の若年停止の年齢を満四十五歳に引き下げること。高額所得による普通退職年金の一部停止の基準である互助年金外所得を引き上げること。
以上の改正に伴い、納付金を歳費月額の四・七％に改めること等であります。
第二は、通信交通費及び立法事務費に関するものでありまして、それぞれ増額改定しようとするものであります。
第三は、国会議員の秘書の給料に関するものでありまして、いわゆる第一秘書の給料月額に、調整手当相当額を加えようとするものであります。委員会におきましては、審査の結果、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。
以上御報告申し上げます。(拍手)
〇議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。
本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

8 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。
第七条第五号中「互助年金」の下に「及び互助一時金」を加える。

〇議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。
本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(立法事務費の内払)

6 改正前の国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の規定に基づいて国会における各会派に対し昭和四十三年四月一日以後の分として既に交付した立法事務費は、改正後の国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の規定による立法事務費の内払とみなす。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決せられました。

本日はこれにて散会いたします。

午後六時三十一分散会

出席者は左のとおり。

議員

議長	重宗 雄三君	井川 伊平君	青田源太郎君	西郷吉之助君	三木與吉郎君	後藤 義隆君	鈴木 万平君
副議長	河野 謙三君	山田 徹一君	赤間 文三君	森 八三一君	八木 一郎君	大谷藤之助君	大竹平八郎君
		鍋島 直紹君	小林 武治君	山本 利壽君	堀本 宜実君	江藤 智君	迫水 久常君
		木内 四郎君	和泉 覺君	塩見 俊二君	徳永 正利君	田中 茂穂君	梶原 茂嘉君
		柏原 ヤス君	中山 福蔵君	廣瀬 久忠君	吉武 恵市君	平島 敏夫君	青柳 秀夫君
		剣木 亨弘君	松平 勇雄君	高橋 衛君	重政 庸徳君	大谷 賛雄君	林屋亀次郎君
		菅野 儀作君	平泉 渉君	小山邦太郎君	鹿島守之助君	安井 謙君	増原 恵吉君
		船田 讓君	宮崎 正雄君	青木 一男君	斎藤 昇君	平井 太郎君	杉原 荒太君
		柳田桃太郎君	山内 一郎君	二木 謙吾君	森部 隆輔君	郡 祐一君	古池 信三君
		山本茂一郎君	任田 新治君	山下 春江君	林田悠紀夫君	上原 正吉君	石原幹市郎君
		土屋 義彦君	高橋雄之助君	佐藤 一郎君	佐田 一郎君	近藤 鶴代君	鈴木 市蔵君
		大森 久司君	中村喜四郎君	佐藤 隆君	近藤英一郎君	前川 且君	戸田 菊雄君
		藤田 正明君	山本 杉君	田村 賢作君	小林 章君	竹田 現照君	相澤 重明君
		米田 正文君	岸田 幸雄君	黒木 利克君	楠 正俊君	山崎 昇君	木村美智男君
		木島 義夫君	温水 三郎君	内田 芳郎君	玉置 和郎君	村田 秀三君	小野 明君
		久保 勘一君	木村 睦男君	栗原 祐幸君	丸茂 重貞君	岡本 悟君	高橋文五郎君
		津島 文治君	西田 信一君	野知 浩之君	長谷川 仁君	沢田 政治君	山崎 齊君
		仲原 善一君	中野 文門君	林 塩君	北畠 教真君	横井 太郎君	植木 光教君
		天坊 裕彦君	沢田 一精君	鹿島 俊雄君	柴田 栄君	和田 鶴一君	松本 賢一君

佐野 芳雄君	杉山善太郎君
林 虎雄君	稲浦 鹿蔵君
石井 桂君	柴谷 要君
西村 関一君	大矢 正君
白井 勇君	伊藤 五郎君
林田 正治君	光村 甚助君
大河原一夫君	伊藤 顯道君
近藤 信一君	井野 碩哉君
新谷寅三郎君	植竹 春彦君
笹森 順造君	寺尾 豊君
小酒井義男君	松永 忠二君
大倉 精一君	大和 与一君
岩間 正男君	須藤 五郎君
野坂 参三君	春日 正一君
森 勝治君	鈴木 力君
中村 波男君	川村 清一君
大橋 和孝君	田中寿美子君
柳岡 秋夫君	瀬谷 英行君
吉田忠三郎君	小林 武君

大森 創造君	鶴岡 哲夫君
野上 元君	山本伊三郎君
千葉千代世君	武内 五郎君
森中 守義君	横川 正市君
鈴木 強君	阿部 竹松君
藤田藤太郎君	占部 秀男君
森 元治郎君	鈴木 壽君
永岡 光治君	岡 三郎君
久保 等君	藤田 進君
加瀬 完君	椿 繁夫君
亀田 得治君	羽生 三七君
秋山 長造君	佐多 忠隆君
田中 一君	木村禧八郎君
松澤 兼人君	藤原 道子君
岡田 宗司君	野溝 勝君
内閣総理大臣	佐藤 榮作君
法務大臣	赤間 文三君
外務大臣	三木 武夫君

〔第十号参照〕

大蔵大臣	水田三喜男君
文部大臣	灘尾 弘吉君
厚生大臣	園田 直君
農林大臣	西村 直己君
通商産業大臣	椎名悦三郎君
運輸大臣	中曾根康弘君
郵政大臣	小林 武治君
労働大臣	小川 平二君
建設大臣	保利 茂君
自治大臣	赤澤 正道君
国務大臣	木村 武雄君
国務大臣	木村 俊夫君
国務大臣	田中 龍夫君
国務大臣	鍋島 直昭君
国務大臣	増田甲子七君
国務大臣	宮澤 喜一君

審査報告書

日本万国博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添へ、報告する。

昭和四十三年四月四日

外務委員長 三木與吉郎

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国際博覧会に関する条約第十五条の規定に基づき、日本国政府を代表し、かつ、外国の参加者に対する約束の履行を保障する任務を有する日本万国博覧会政府代表を設置することとし、その任務、給与等について所要の事項を定めたものである。昭和四十五年に開催される日本万国博覧会の円滑な準備及び運営に資することを目的とするもので、妥当な措置と認

めた。

一、費用

本法施行に要する費用として、昭和四十三年
度予算に三百四十一万八千円が計上されてい
る。

第十一号中正誤

ページ 段 行 誤

正

二〇
三
一七
終わり
参議院

衆議院

昭和四十三年四月十五日 参議院會議録第十三号

二七八

明治三十五年三月三十一日
第三號郵便物認可

定価 一部二十五円
送料 送料は三十円
送料 送料は三十円

発行所

東京都港区赤坂葵町二番地
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二(大代)